

東アジア史のなかの和同開珎

— わが国の古代貨幣に関する新見解

添田馨(詩人・批評家)

1. はじめに

本研究は、「和同開珎」に関する過去の研究成果を踏まえ、新たな仮説提示と、その検証が主体となる。すなわち、①これまで議論されてきた種々の問題点について、私が以前に提示した仮説内容（『日本偽銭考—和同開珎の「謎」を考える』『越境としての古代 [1]』同時代社、2003、『日本偽銭考(続)』『越境としての古代 [2]』同時代社、2004）を一部修正したうえで再提示を行なう。②次に、現在入手できる限りでの「和同開珎」の研究データをいくつかの視点から比較検証し、先に提示した仮説内容との整合性について、慎重かつ厳密に分析を試みる。③さらに②で行なった分析結果をもとに、そこから論理的に導き出される「和同開珎」の歴史上の実像を、とりわけ東アジア史とのダイナミックな連関において描出する。そして、この初期貨幣の成立した条件を経済史的観点から総括したうえで、古代貨幣研究の問題点をも浮き彫りにする。

なお、本研究において私が採用することになる原則について、一点だけ言及しておく。③における「和同開珎」の実像描写は、当然ながら現時点での可能な限りにおける新たな仮説提示の域を出るものではない。しかしながら、十分な根拠資料と分析データに裏付けられた仮説内容であれば、それは将来における「和同開珎」研究のためのきわめて有効な橋頭堡ともなり得ると信じる。こうした研究目的の実現のために、『日本書紀』をはじめとするわが国の正史における関連文献資料の欠落の穴を埋めるのに、私は国内外の参照可能なあらゆる文献もしくは文字資料を駆使することを厭わない。同時に、現在までに提起されている古代史学における種々の知見についても、それが定説化されているか否か

に関係なく、学説として十分検討に値すると判断されるものについては、これの採用を排除するものではない。ことに1970年代より市民の古代研究として古田武彦を中心に発展してきた「倭国=九州王朝説」を、本論の論証過程で排除しないことを明言しておく。

2. 「和同開珎」をめぐる問題群の概要

この章では「和同開珎」に関する未解明な諸問題の概要を逐一示しながら、個々の論点に対する私自身の仮説提示を行なう。

(1) 「和同開珎」の読み方について

「和同開珎」の読み方については、古来より「wadoh-kaihoh」説と「wadoh-kaichin」説とが並存し、現在にいたるまで未決着のまま常に論争の的になってきた。このように読み方の定説化がいつこうに進まない理由は、「珎」字の解釈にこれら相容れない二通りの流れがあって、そのいずれの説も決定的な根拠を示せないできたことによる。

すなわち「kaihoh」説のほうは「珎」を「寶」の略字体と解釈して、これに「-hoh」の読みをあてがうものである。銭文に「開寶」の二文字が使用された765年発行の「神功開寶」の例もあることから、こうした実例などを根拠に長年にわたって根強い支持を受けてきた。

一方、「kaichin」説のほうは、「珎」を「珍」の異体字と解釈するもので、これに「-chin」の読みをあてがうものである。「珍」を「珎」と表記した文字資料はこれまでも複数確認されており、また『集韻』や『康熙字典』にも同様の記載があることから、特に戦後以降に優勢となっている説である。

「和同開珎」の字義の理解においては、しか

し、ここにあげた「kaiho」説と「kaichin」説以外に、もうひとつ別の解釈が可能であることは、何故かずっと等閑に付されてきた。それは「珎」を「璽」の省文（簡略体）として理解する読み方である。「璽」とは文字通り“天子の印章”のことであり、私は以前、この漢字の本来の字義を特に重要視して、「和同開珎＝和同開璽」説を提唱した経緯がある。読み方は、この場合、「wadoh-kaiji」となる。

「珎」が「璽」と同一の文字であることは、すでに昭和十年に浅田澱橋が論考「寶字の辯（和同開珎に就て）」（『貨幣』東洋貨幣協会、1935）の中で言及している。しかし浅田氏は、省文としての「珎」が使われた例は、古い鐘鼎文にはあるものの、後世においてはほとんど用いられなくなっていると述べるに止め、これと「和同開珎」との連関についてそれ以上深くは追求していない。しかし、浅田氏自身もこの論考中に引用している『康熙字典』の次の表記——「古者天子諸侯、以圭璧為符信、至秦始皇有皇帝信璽、唐改曰寶。又凡錢文曰通寶。」にあるように、秦の始皇帝以降、天子が諸侯を封ずる印としての「信璽」があって、それが唐代に「寶」と言い改められたということは、「信璽」と「寶」は意味的に通底している文字だと理解しなくてはならないだろう。しかも唐代の「開元通寶」以降、錢文としてその後長く使用されるようになる「通寶」の二文字と、この「信璽」とのあいだにかつてこのように深い連関があったらしいことは、私には極めて重要な事実と思われる。さらに思量するなら、「寶」字は「寶」字の異体字であり、正字「寶」の一部分を「珎」（璽）に置き換えた唐代の作字だと判断される。

「璽」（＝珎）と「寶」さらには「錢」という三種類の文字に、かつて強い親和性があったことの傍証は、実はわが国にも存在する。用字例として、「珎」（＝璽）が「錢」と同等の意味で使われている文献記録が存在するからである。『秘府略』の逸文中には、以下のような記述がある。

「秘府略曰、崇神天皇六十五年六月、任那國遣使漢珍六億萬枚請不老不死藥。謹案。今所藏九百八十枚、漢室錢也。文曰半兩或五銖。皆小篆文。」——（意訳：秘府略にいわく、崇神天皇六十五年六月に、任那の使いが漢の珍六億万枚で不老不死薬を求めた。いま、所蔵している

のは九百八十枚で、漢代の錢貨である。錢文は「半兩」あるいは「五銖」で、みな篆書体である。）

引用中では「珎」が「珍」になっているが、『秘府略』は「和同開珍」というように「珎」をすべて「珍」と誤表記しているため、これは文字としては「珎」（＝璽）のことだと理解していい。半兩錢や五銖錢がここでは「珎」（＝璽）と表記されている訳で、つまりそれは円形方孔の「錢」を指している文字なのである。この発見は、「和同開珎」の前半部分「和同」の意味解釈にも関連して、重大な論点を含むことを申し述べておきたい。

(2) 「和同開珎」四文字の意味

「和同開珎：wadoh-kaiji」説に立つ場合、つぎの作業としてこの錢文の指し示す意味の文脈が明らかにされねばならない。「和同」の二文字については、これを年号の「和銅」を意味するものとして、両者を同一視する見方が伝統的に醸成されてきた。また、これに対して、「和同」を年号とは関係のない独自表記とする学説も存在しており、その場合、「和同」はこれを実体的意味の希薄な吉祥句として捉える見解が主流を占めてきた。だが、いずれの場合も、「和同」という語の指し示す核心を捉え損ねているという印象が私には強かった。

「和同」をここでも字義通りに受け止めるなら、その意味はどのような内容になるだろうか。それを解明する鍵は「和」の字のほうに集約されている。「和」には、“単位を同じにする”というきわめて明解な実務の意味が、かつては与えられていたからである。『書経（尚書）』の「僞古文尚書」の中の「五子之歌」の「其の四」には、以下のような記述が見られる。

「其四曰、明明我祖、萬邦之君。有典有則、貽厥子孫。關石和鈞、王府則有。」——“明明たる我が祖は、萬邦の君なり。典有り則有り、厥の子孫に貽す。石を關し鈞を和し、王府則ち有つ”（『書経』小野沢精一校注）——特に最後の一文に私は注目するのだが、この部分の解釈は、「石」（＝目方の単位）を一本化して（＝關し）、「鈞」（＝目方の単位）を統一すれば（＝和し）、王の倉は不足することがないという意味であり、すなわち国を治めるうえで関税に使う目方が公平であることの重要性を説いた箇所とされる。「和」という文字には、この場合、経済

単位を同じにするという、これまでにほとんど言及されてこなかった含意が読み取れるのである。「和同開珎」の「和同」とは、このように見てくると、価値の単位を同じにするという同義の文字をふたつ重複させた表現として、まったく新たな意味を放ちはじめるのである。

『康熙字典』には、「開」の字には「通」つまり“流通させる”という意味があるとも述べられている。とするなら「開珎」の意味は「珎」を流通させるという意味になり、また「開珎」と「開璽」を同一の表記と理解するのが私の立場なので、この解釈はさらに「璽」を流通させるという意味にも重なり合っていく。「璽」はそして「寶」に等しいことが『字典』の表記から確認できるので、「開」と「珎」の組合せ表記は「通」と「寶」の組合せと同義ということになり、つまり「開珎」と「通寶」は同一の意味を表象するという帰結になる。

その場合、「和同開珎」の意味としては、天子すなわち政権主権者が価値の単位を一律に等しくし、それを天下に自らの権威をもって流通させる、という文脈へと収斂する。同時に、「珎」が「錢」をも言い表す文字であることを考え合わせれば、「開珎」は「錢」つまり貨幣を発行するという含意をも持つことになるのである。つまり、この四文字は所謂錢文ではなく、政権主権者による実務的な政策標語だったことになるだろう。『日本書紀』をはじめとするわが国の正史に「和同開珎」の表記が一切ない理由も、それが標語であって錢名ではないという理由から説明できる。

(3) 「和同開珎」の矛盾した性格

「和同開珎」の原初的性格に触れたい。現在、「和同開珎」とひと括りに呼ばれているものは、類別すると、最も古い時代のもと考えられる「古和同」、それに次ぐものとされる「古和同様」(=隸開)そして最も新しい「新和同」(=隸開)の三種類になるが、きわめて特徴的なのは「古和同」と「古和同様」には、銀錢と銅錢が混在することである。なお、「古和同」の中にも銀錢のみ存在し銅錢が存在しないタイプがあり、また「新和同」には銅錢のみで銀錢が存在しない。

すなわち、「和同開珎」をタイプ別に分類すると、およそ以下のような内訳になる。

[和同開珎のタイプ]

- ① 古和同a (銀錢であり、銅錢が存在しない)
- ② 古和同b (銀錢と銅錢が混在する)
- ③ 古和同様(銀錢と銅錢が混在する)
- ④ 新和同(銅錢であり、銀錢が存在しない)

ここで注目されることは、制作技術面その他から判断して最も古いタイプに分類される「古和同」とそれに続く「古和同様」に、銀錢が存在することである。「和同開珎」は、最初にまず銀錢が製造され、その後に銅錢が製造されたのである。「和同開珎」の原初的性格を考察するうえで、この事実関係は何をおいても最重要の事項であることを私は強調したい。その理由は、秦代の「半兩錢」以降隋代に至るまで、中国における錢貨発行の主流が額面価値をそれ自体に表示した“計数貨幣”にあったからである。すなわち、政府により発行され、また額面も決められている“計数貨幣”は、貨幣の材料となる地金と一定の重量比のもとに製造され、またその流通価値が錢面にも表示されるため、本来であればその材料にわざわざ高価な銀を使う必要はない。この点、特に中国を中心とする文化圏においては、ヨーロッパと違って銅錢がつねに貨幣発行の主流を占めていたという歴史的背景がある。最も早い時期の「和同開珎」が銀錢だったという事実は、従って、こうした貨幣本来の性格からして矛盾していることになる。いや、このように矛盾した姿をその最初期に取らざるを得なかったという事実関係の内にこそ、「和同開珎」という貨幣の素性を知る大きな手がかりが隠されているのだと言えよう。

「和同開珎」は、その物的形態や歴史資料等から判断した場合、使用のたびに秤(はかり)で重さを量って価値が決められる“秤量貨幣”の類では決してない。かといって、秦代の「半兩錢」や漢代の「五銖錢」のように、錢面にその価値が表示された“計数貨幣”のようにも見えない。「和同開珎」という表記から推量すると、むしろそれは唐代の「開元通寶」のように、みずからの錢貨名を錢面に公示することで一枚当たりの価値を公定した“名目貨幣”のようにも映る。しかしこれまで「和同開珎」の文字の意味するところが不分明だったため、仮にそれが“名目貨幣”だったとしても、“名目”の中身(=公定価値)がよく

分からないという悪循環に陥ってきた。

私は創鑄時における「和同開珎」は、これらのことをすべて踏まえたうえで、実質的な“計数貨幣”だったのではないかと考える。「和同開珎」という四文字の字義に関する私の見解はすでに述べたが、次になされなければならないのは、この貨幣が発行された当時において「和同開珎」の四文字が背負ったであろう現実的な機能を、可能なかぎり読み解く作業である。

(4) 「和同開珎」の現実的な機能

私が「和同開珎」を、その最も原初的な形態においては紛れもない“計数貨幣”しかも本位貨幣に準じる通貨であったと考える理由は、その材質が銀だったことにある。「和同開珎」の最初の発行年代については諸説あって、それが7世紀まで遡るのか8世紀まで降るのかまだ確定を見していない。だが、仮にそれが7世紀であっても8世紀であっても、わが国が銀本位制を引いていたという記録はどこにも残っていない。にもかかわらず「和同開珎」に銀銭が存在することは、それが作られた当時において「銀」が本位貨幣として機能していた社会経済的背景を想定せざるを得ないのである。

『日本書紀』巻第二十九の天武天皇十二年の条には、よく知られた以下の記述がある——「夏四月戊午朔壬申、詔曰、自今以後、必用銅銭。莫用銀銭。乙亥、詔曰、用銀莫止。」——この箇所は、すでに流通していた「銀銭」の使用を禁止し、今後は「銅銭」を使用することを天皇自らが命じた条文として、きわめて注目すべき内容になっている。しかも、その後すぐに、わざわざ「銀」の使用は止めるなということを追加通達しているのである。この条文から読み取れるのは、「銀銭」と「銀」が明確に分けて記載されていることから、「銀銭」と「銀」との関係は通用貨幣と本位貨幣の関係にあること、言い換えれば、当時において「銀」は貨幣価値を保証する基準正貨の位置にあったらしい事実なのである。

このような仮定に立脚するなら、「和同開珎」とは本位貨幣たる「銀」と「銀銭」たる自身との何らかの相対的な関係を表示した文言である蓋然性がきわめて高くなる。このように銀銭「和同開珎」を“計数貨幣”とする私の立場からすると、本位貨幣の「銀」がすでに存在して、そこか

ら“計数(名目)貨幣”の「銀銭」が分離したという考え方を取らざるを得ない。

ここで改めて“計数貨幣”の定義を確認する。それは一定の形状・品位・重量を持ち、表面にその価値を示す数字や刻印が施され、それによって貨幣価値を保証されたものを指す。古来より金や銀などの貴金属がその地金とされ、地金の重量をそのまま額面に反映させた(=地金の価値と貨幣の額面が等しい)本位貨幣と、地金の重量とは関係なく(=地金の価値と貨幣の額面が異なる)法的拘束力によって強制的に通用価値を決定した名目貨幣とに分けられる。私は銀銭「和同開珎」は、計数貨幣のなかでも、特に後者の名目貨幣に当たるものだと考える。ということは「和同開珎」の四文字は、この貨幣の通用価値すなわち額面を表しているという結論にならざるを得ない。だが、「和同開珎」はどう見ても、これは具体的な額面を指示しているようには読めない。何故なのだろうか。

わが国の貨幣の歴史のなかで、銀製の計数貨幣に通用価値が表示されたケースは、決して多くはない。しかもそれは、ずっと時代が下った江戸期のことである。明和期に発行をみた「南鐐二朱銀」の場合は、表側に「以南鐐八片換小判一両」の文字が鑄出されており、当時の三貨制度における上位貨幣との交換比率を明記するとともに、その地金(銀)の純度の高さから「南鐐二朱銀」そのものが同時に本位貨幣たる地位にあった。その後、天保期になると、地金がおなじく銀でありながら、重量が著しく軽量化した「一朱銀」や「一分銀」が作られたが、それらは表示された額面が地金価値とは直接には連動しない名目貨幣であった。

これらの形状はいずれも銀片様の長方形であり、円形方孔の所謂銭貨のものではない。では、銭貨にはこうした事例、すなわち本位貨幣から名目貨幣への分離という事例は全くなかったのだろうか。「和同開珎」(銅銭)の流通がかなり浸透していたと見られる8世紀初頭において、760年に「和同開珎」の十倍に額面設定された「萬年通寶」の発行されたのが、一応このケースに当たるだろう。「和同開珎」を当時の基準貨幣と見るなら、「萬年通寶」はそもそもの発行意図において、実質的な名目貨幣だったと言える。さらに国外に目を向ければ、中国の王

莽の時代に、実は興味ぶかい貨幣製造の事実があった。それは漢代の基準通貨であった「五銖銭」五十枚相当の額面を意味する「大泉五十」銭発行のケースである。「大泉五十」は、「五銖銭」(＝一銖)にして五十枚分の貨幣価値(＝五十銖)があることを、そのままストレートに銭面に鋳出した典型的な名目貨幣であった。さらに目を引くのは、銭文の「大泉五十」が実は銭名ではなく、具体的な貨幣価値の額面を簡潔に言い表した四文字だということである。「大泉五十」は、それ自身と基準通貨たる「五銖銭」との流通面での位置関係つまり公定レートを指示する表現だったのである。

「和同開珎」(銀銭)を名目貨幣と考える私の立場からすれば、その四文字は何らかの基準貨幣(本位貨幣)と自身の額面との公定レートを明示する表現でなければならない。先に「和同開珎」の意味内容を、「政權主權者が価値の単位を一律に等しくし、それを天下に自らの権威をもって流通させる」という文脈で捉えたが、そこにもうひとつ額面価値を具体的にさし示す内容を読み取るなら、「和同開珎」の四文字は何らかの基準貨幣とそれ自身の通用価値は同等である(＝和同)こと、そして同等の価値を持つ貨幣として流通する(＝開鑿)ものであるという、きわめて明解な表明となるだろう。「和同開珎」という表記の現実的な機能が、私はこうした点にあったと考えるのである。

この場合、銀製の「和同開珎」が基準貨幣として自身の公定レートを定める本位正貨の位置に据えていたものとは、一般に「無文銀銭」と呼ばれる円形単孔の銀板であるというのが、私の次なる仮説である。

(5) 『日本書紀』天武紀十二年条の読み解き

これまで提起してきた仮説に立ち、「和同開珎」の問題を考えるうえで、従来より研究者のあいだに数々の論争の種をまいてきた『日本書紀』天武紀十二年条の具体的な読み解きに入る。改めて、その問題の箇所を書き下し文を以下に掲げる。

(四月十五日) 詔みことのりして曰のたまはく、「今より以後、必ず銅銭どうせんを用もちるよ。銀銭ぎんせんを用もちるること莫なれ」

(四月十八日) 詔みことのりして曰のたまはく、「銀用ぎんあること

止とむること莫なれ」

この条文の解釈でつねに問題とされてきたのが、ここで言われている「銀銭」と「銅銭」そして「銀」が、それぞれ具体的に何を指しているのか、という点だった。大きく分ければ、「銀銭」を「無文銀銭」とする説と「和同開珎」の銀銭とする説の対立がまず挙げられる。また、「銅銭」を「和同開珎」の銅銭とする説と、近年になって比較的まとまった量の発掘をみた「富本銭」だとする説の対立が、やはり存在する。それに加えて、「銀」を「無文銀銭」とする説と地金の銀そのものとする説との対立があり、それらは相互に絡み合ってきた。きわめて複雑な議論をこれまで巻き起こしてきた。

私がこれまで展開してきた「和同開珎」の本質的な性格付けの観点から、これら一連の問題に答えようとするならば、ここで言われている「銀」は「無文銀銭」のことであり、「銀銭」は「和同開珎」の銀銭(古和同もしくは古和同様)のことであり、そして残る「銅銭」は「和同開珎」の銅銭(古和同様で、新和同は含まない)という結論にならざるを得ない。無論、この結論を得るには個々の貨幣個物の年代比定の作業が、残された文献史料の内容と整合するように立証されねばならぬのは言うまでもない。しかし、周知のように「和同開珎」はその創鑄時の記事が、残された文献記録上に特定できないことから、その理由をも含め、古来より大きな謎とされてきた。私の見解を述べれば、それは「和同開珎」関連の記事が、何らかの理由で隠匿された結果である以外の何物でもない。従って、ここから以降は、残された記録類の記述内容に一義的に縛られることなく、貨幣成立の条件という原理的な側面から、「和同開珎」の実像へと方法的なアプローチを試みる。

前節で私は、名目貨幣である「和同開珎」銀銭がその価値の依って立つベースにしていたのは、「無文銀銭」だったのではないかと述べた。そう考えた理由は、「和同開珎」という銭文の意味を、「この貨幣は基準貨幣と通用価値を同じにする」との政權主權者側からの宣言と見なしたからであり、その基準貨幣の有力な候補として「無文銀銭」を想定したからであった。ところで、もし私のこの仮説が成り立つなら、「無文

銀銭」と「和同開珎」の銀銭とは、実際の交換の場面では分からないにしても、法的には価額が同じだったという理屈になる。この作業仮説を立証するような根拠が、何かあるのだろうか。

確定的な根拠にはならないが、ひとつには「無文銀銭」と「和同開珎」銀銭との重量比があげられる。「無文銀銭」の平均的な重量は九・三グラムほどであり、唐代の一兩の重量がほぼ四〇グラムだったことを考えると、「無文銀銭」は四分の一兩の量目にあわせて作られた可能性があること。また「和同開珎」銀銭の「古和同」（不隸開）の平均重量が五・四グラムほどであり、両者の重量比が〇・五八すなわち「和同開珎」銀銭が「無文銀銭」の六割弱の重量であるにもかかわらず、同等の価値を公定されていた姿が想定されることなどである。

今村啓爾は『富本銭と謎の銀銭』（小学館、2001）のなかで、こうした重量比を根拠のひとつとして「無文銀銭」と「和同開珎」銀銭は通用価値が同じだったのではないかという見解を述べている。また「和同開珎」の銅銭についても価額は銀銭と同じだったのではないかとも論じている。銅銭については後述するが、この二点については、私も今村氏とまったく同じ考えである。しかし、今村氏が天武紀十二年条に記載の「銀銭」を「無文銀銭」に、また同じく「銅銭」を「富本銭」に、それぞれ比定している点に関しては首肯することができない。あくまで天武紀における「銀銭」は「和同開珎」銀銭を指し、同じく「銅銭」は「和同開珎」銅銭を指していると考えからだ。

私のこの論点は、同時にきわめて困難な次なる問題を惹起せずにはおかない。すなわち、天武紀十二年（683年）の記述をこのように読み解くと、その時点で「和同開珎」は、その銀銭も銅銭もすでに存在し、また流通もしていたのだと考えざるを得ないという問題である。このことがきわめて困難な論点を孕む理由は、わが国の最初の貨幣発行時期を、通説の7世紀後半から大きく遡らさなければならぬことを意味するからである。周知のように天武紀の記事は貨幣発行の創鑄記事ではなく、すでに使われていた「銀銭」と「銅銭」の通用に関する規制措置であるから、どうしてもそのような結論にならざるを得ないのである。

論理的に導かれるこのような仮説は、少なくとも文献的な史料による直接的な立証はほとんど望めないと思われるので、他の方法によるアプローチを考えざるを得ない。私は次に「和同開珎」の素材原料の銀や銅といった金属の成分組成の分析結果から、必然的に想定される年代考証をもとに、新たな議論の地平を切り拓いていく必要がある。

3. 貨幣考古学の新しい観点

古銭研究の新しい分野としては、貨幣考古学の手法がある一定の側面においてきわめて有効な情報を提供してくれる。科学的な分析手法を使って、主にその材料となった金属の組成分析から、制作当時の原材料の供給源や、年代比定につながる手がかりなどを明らかにしてくれる場合があるからである。

「和同開珎」の銀銭の組成分析については、出雲国庁跡から出土したものの鉛同位体比の調査結果がよく知られている（馬淵久夫・平尾良光「出雲国庁跡出土『和同開珎』の科学的調査」『八雲立つ風土記の丘』九六）。この報告によると、調査対象となった「和同開珎」の銀銭における鉛の同位体比は、朝鮮半島産の鉛のラインに位置するという結果が出た。つまり、出雲国庁跡から出土した銀製「和同開珎」の材料には朝鮮半島産の銀が使われていたという事実が明らかになったのである。私はここに、材料金属である銀を通して、「和同開珎」と朝鮮半島をつなぐ小さな関係の線が見出されたことに、大きな意味を読み取るのである。

一方で、「和同開珎」の銅銭については、近年、その原料銅の産地を特定するのに、鉛同位体比の分析が、きわめて示唆的な情報を私たちに投げかけている。「古代銭貨に関する理化学的研究—『皇朝十二銭』の鉛同位体比分析および金属組成分析—」は、国立歴史民俗博物館と日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵するわが国の古代貨幣について、鉛同位体比と金属組成の非破壊的方法による分析を行なったものである。分析調査の結果、わが国の古代銭貨の材料に使われた原料鉛のほとんどが、山口県の長登鉱山産のものであることが分かった。「新和同」（銅銭だけのタイプのもの）をはじめとし、最大の

比率を占めるこれらは、当研究においては「グループⅠ」と分類されている。しかし、さらに興味深いことには、調査した貨幣サンプルのうち、「グループⅠ」とはかけ離れた値を示す一連のサンプル群が存在し、その多くが「古和同」の銅銭だったことだ。この分析結果が私たちに教えているのは、「古和同」の銅銭の原料銅は長登鉦山以外の鉦山、さらには時間的にも長登鉦山での採掘が始まる以前の別の場所から、それが供給されていたという事実である。そして、その候補地としては採取サンプルが鉛同位体比で「古和同」とぴったり重なる値を示した福岡県田川郡香春町の香春岳付近の可能性が高いとしている。この研究チームは、『豊前国風土記』逸文に「第二峯有銅并黃楊龍骨」の記載があることなども併せて「香春岳付近から原料の供給を受けて、大宰府で古和同の生産を行っていた蓋然性は十分にあり、今後の重要な検討課題」と結んでいる。私は「和同開珎」（古和同の銅銭）と九州の豊前の地が、このような関係の線で結ばれたことに、「和同開珎」（銀銭）が朝鮮半島とつながっていた事実とも合わせて、重要な意義を認めるものである。

また、「和同開珎」の製造年代の比定にあたっては、原材料中のアンチモン含有の有無が、きわめて明解な情報を私たちに告知させている。この研究チームは、鉛同位体比の分析に続けて金属の組成分析も行っており、その結果、「和同開珎」のなかでも「古和同」に分類されるものにアンチモンの値が非常に高いという報告結果を載せている。公表された分析結果（「表6」）をみると、「和同開珎」25点の調査結果のなかで「古和同」と分類された3点は、アンチモンの含有値が「6.2」「12.8」「2.7」とかなりバラつきはあるものの、それ以外の「新和同」銭が概ね0.3～0.7から最大でも2.1止まりであるのに比較すれば確かに著しい特徴を示している。これら3点の「古和同」（資料番号：H-242-29-3-4、H-242-29-3-6、H-242-29-3-11）の掲載されている拓影を見ると、やや不鮮明ながらもすべて「不隸開」の「古和同」銭であることが確認できる。

アンチモンの含有が金属製品の製造年代の比定に資するところ大なのは、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡から大量発掘をみた「富本銭」や藤原京から発掘された「和同開珎」（銅銭）など、7世

紀後半期に作られたことが確実なものや、比較的初期の製造にあたりと目されるものに、特にそれが顕著な属性だからである。櫻木晋一『貨幣考古学序説』（慶應大学出版会、2009）には、複数の文献資料から抜粋した古代銭貨の金属組成の分析表（「表2」）が載せてあるが、これによると収録された4点の「富本銭」のアンチモンの値は、それぞれ「5.1」「11.9」「7.2」「1.1」と一点のみ低い値を示すものの総じて高い数値となっている。また、とりわけ私が興味深く思ったのは、おなじ「表2」に掲載の「古和同開珎」（2点）と「和同開珎」（4点）の分析結果のうち、特に後者「和同開珎」が示す数値のほうであった。「藤原宮75-15次」「平城宮57次」（2点）「藤原京右京一条一坊」の各発掘サンプルは、それぞれ順に「6.2」「6.1」「2.3」「3.8」とかなり高めの数値を指し示しており、「古和同」以外の「和同開珎」にもこのように高いアンチモンの値を持つものがあつたことが、この分析調査結果から明らかになったのである。この中で藤原宮75-15次調査出土の「和同開珎」は、『奈良国立文化財研究所年報』に写真が掲載されていて、それを見ると所謂「隸開」タイプのものであり、先の分類でいえば「古和同様」（銅銭）に当たることが確認できる。

以上の情報を総合すると、そこに、ある重要な事実関係が浮き彫りにされてくる。アンチモンを含有する銅原料において共通するのが、「古和同」と「古和同様」そして「富本銭」の3種であるということは、これらがその生産体制と製造年代において、互いに連続性をもつ地平に強い関連性をもって出現した銭貨であることを、素材面から傍証するのである。「古和同」の原材料の供給産地が豊前の香春岳付近である可能性が高く、また「富本銭」が飛鳥池遺跡の出土状況から7世紀後半の製造がほぼ確実であることを見れば、この九州産の銅原料を使用した銅銭製造は、7世紀の少なくとも半ば以降から8世紀初頭までの期間ずっと続いたことになるだろう。つまりこれらの事実は、和銅元年（708年）に初めて「和同開珎」が作られたという通説に反して、少なくとも「和同開珎」の「古和同」と「古和同様」の創鑄時期を、「富本銭」と同時期あるいはそれを遡る7世紀半ば頃まで時代を繰り上げて考えなければならない、有力な証拠を提供している

と思われるのである。貨幣考古学的なこうした新しい観点は、古代における貨幣の発行状況に対するこれまでの通念の根本的な見直しを、私たちに迫るものである。従って、次に私たちに課せられるのは、理化学的な分析の結果もたらされたこれらの新しい“事実”を、歴史上のいかなる現実性のうちに還元させていくかという、より困難な問題への入口を見出すことにある。

4. 史料批判による古代史論証の試み

本論考の目的は、貨幣というものの本質に沿いながら、国内外の文献史料や発掘調査報告や科学的分析結果などを横断的に取り入れることで、出自のよく分からない「和同開珎」について、その現実的な背景を論証的に考察していくことにある。

ところで、貨幣を発行できるのは第一義的には時の政権主権者にほかならない。よって、ここでは「和同開珎」を発行した政権主権者が誰であったのかという疑問に焦点を絞り、以後の考察を進めていく。

「和同開珎」の創鑄時期を7世紀半ば頃まで遡らせた場合、760年(天平寶字四年)の「萬年通寶」発行までの間ずっとそれが通用していたと考えれば、ほぼ百年間にわたって同一の政権主権者が「和同開珎」の発行を続けたという考えには、やはり無理があるように思われる。第一の理由としては、これまで見てきたように「和同開珎」には銀銭と銅銭の別、さらには「古和同」と「古和同様」「新和同」といった制作面での著しい違いなど、いくつもの決定的な断層が観察されることである。また、第二の理由としては、7世紀から8世紀にかけてのわが国の政権主権者が、連続した同一の政権のもとに国内統治を行なったという確証が、少なくとも内外の文献史料からは見えてこないことである。むしろ、そこには国家体制の激変の跡ばかりが、陰に陽に窺い知れるからである。

『旧唐書』は「倭国」伝と「日本国」伝を並列して載せていることで知られるが、その記述からは当時の中国の官僚が、「倭国」と「日本国」を異なる二つの外邦として捉えることに逡巡しているさまが読み取れる。「倭國者古倭奴國也(倭国は古の倭奴国である。)」と、まず最初に「倭国」記

事があり、その後に「日本国」記事が続く。その冒頭部分を引用する。

日本國者倭國之別種也以其國在日邊故以日本爲名或曰倭國自惡其名不雅改爲日本或云日本舊小國併倭國之地其人入朝者多自矜大不以實對故中國疑焉

(日本国は、倭国の別種である。その国は日の出るところに近いので、故に日本をもって名としている。あるいはいう、倭国がみずからその名の雅やかでないのをにくみ、改めて日本としたのである、と。あるいはいう、日本はもと小国だったが、倭国の地を併せたのだ、と。その国で入朝する者は、多くみずから矜大(ほこる)で、実をもって対えない。故に、中国はこれを疑っている。)

唐側にこれらの情報をもたらしたのは、703年に遣唐使として入唐した粟田朝臣真人だと考えられている。正史によるとわが国ではその2年前の701年に大宝と改元し、「大宝律令」が制定されている。「日本国」の成立は、従って7世紀後半から8世紀に移行するこの時機を目安にして、遣唐使によって自己主張されたことになる。私たちの通念は、これを単に国名の変更としてのみ捉え、政権主権者の変更を伴う国家体制の交代とは考えてこなかった。しかし、これを「倭国」から「日本国」への体制そのものの交代劇だとして、古代史認識にまったく新しい地平を開いたのが古田武彦の『失われた九州王朝』(朝日新聞社、1973)だった。本書において「倭国=九州王朝説」が初めて広く語られることになる。その後、「九州王朝説」は正統的なアカデミズムからは一顧だにされてこなかったものの、民間の歴史研究者のあいだでは、その後、多様な研究が質量ともに着実な成果を積みあげ、学問的にも検討に値するだけのカテゴリーを形成してきたと言っていい。「和同開珎」の考察において、私が「九州王朝説」にひとつの可能性を見出すのは、主に次の二つの理由からである。ひとつには、わが国の正史である『日本書紀』が採用しなかった内外の文献史料を渉獵した場合、「和同開珎」の最初の発行からそれに続く目まぐるしい変遷の跡を、背景にある国際政治の状況から整合的に解釈できる実質的内容が、そ

こには見出せること。二つには、「和同開珎」の創鑄記事が『日本書紀』をはじめとする正史類に不合理なかたちでの記載しかない理由が、「倭国＝九州王朝」関係記事の国紀からの意図的な隠蔽というきわめて政治的な動機に由来する可能性を、それがよく説明し得るからである。

「九州王朝説」とひとくちに言っても、理論の内部ではいくつものバリエーションがあり、決して一枚岩の体系ではない。だが、そこにはほぼ共通するエッセンスを抽出すると、およそ以下のような歴史上の構図が読み取れるのである。

- ① 「倭奴國」（金印国家）から連綿と続く倭国王統は、「邪馬台国」なども含め、すべて北部九州に位置していた。
- ② 記紀に記載がある数々の重要事件のうち、少なくとも7世紀前半までのものは、近畿大和ではなく九州の地で起こったことである。
- ③ 倭国は紀元前より歴代の中国王朝と朝貢関係をと結び、とりわけ、海峡を挟んだ朝鮮半島との政治的葛藤のもとに置かれ続けた。
- ④ 大陸や半島の進んだ文物、特に律令制や仏教などの受容をわが国に最初にもたらしたのは、この倭国＝九州王朝である。
- ⑤ 倭国＝九州王朝の滅亡のきっかけは、663年に唐・新羅連合軍との白村江での海戦で大敗を喫したことにある。
- ⑥ 今に残る記紀の記述内容は、倭国＝九州王朝の記録をもとにして、それを意図的に改竄、造作したものである。
- ⑦ 倭国から日本国への体制の交代は、701年の大宝律令制定をもってその一応の画期とみなす。

倭国＝九州王朝の実在性を指し示す文献上あるいは考古学上の証拠は、実はこれまでも豊富に存在した。その一例を示すと、古来より偽年号または私年号などと呼ばれ、国史学研究史上まったく重視されてこなかった所謂「九州年号」の存在である。「和同開珎」の考察を進める本論考との関連でいえば、15世紀に成立した李氏朝鮮の『海東諸国紀』は、天武紀十二年条の有名な記述「自今以後、必用銅錢。莫用銀錢。」の要約

内容を、その「日本国紀」における唯一の貨幣関連記事として載せているが、その中に『日本書紀』には現れない「朱雀」という九州年号が記されている。以下、その箇所を引用する。

十二年癸未始造車停銀錢用銅錢十三年甲申改元朱雀三年丙戌改元朱鳥
 （十二年癸未、始めて車を造り、銀錢を停めて銅錢を用う。十三年甲申、朱雀と改元す。三年丙戌、朱鳥と改元す。）

『海東諸国紀』は、ここに示した以外にも年代表示に多数の「九州年号」を採用しており、またこの銀錢の記事の前にある「始造車」のくだりも『書紀』には現れないもので、編纂時の史料は明らかに『日本書紀』とは系統を異にする情報源を使ったと考えられる。

私がここで言う史料批判の方法とは、このように具体的には『日本書紀』の批判的読解という意味を第一義的には有することになる。以下、同様の手法をもって「和同開珎」（銀錢）の創鑄から使用の停止、またさらに銅錢への移行といった変転めまぐるしいプロセスの、背後に想定される歴史的な現実性に迫る。

5. 東アジア史のなかの「和同開珎」

(1) 7世紀という時代

わが国の歴史において、7世紀とはどのような時代であったか。ひとことで言うのはとても難しいが、少し史実を繙きただけでも分かるように、総じてそれは激動の時代と呼ぶに相応しい血なまぐさい出来事が連続した世紀ではなかったかと思う。蘇我入鹿による643年の山背大兄皇子一族の謀殺事件があり、中大兄皇子と中臣鎌足による入鹿誅殺事件いわゆる645年の乙巳の変とそれに続く近江遷都があり、また国外では同盟国・百濟の滅亡(660年)、さらには百濟復興をかけて唐・新羅の連合軍と戦った白村江での敗北(663年)、そして大海人皇子による672年の壬申の乱等々、クーデターあり、旧都のあわただしい移転あり、総力戦の対外戦争あり、また国内を二分する内戦ありという、政治的な安定とはおよそ程遠かった諸情勢が窺えよう。「和同開珎」という貨幣も、恐らくそのような流動する国

内外の政治状況の中から、出現するべくして出現した貨幣に他ならなかった。問題「和同開珎」という貨幣の発行から流通にいたる実態と、史書に現れた現実の事象との有機的な関連性が、これまでまったく紐付けできないことだった。しかし、本論考で積みあげたいいくつかの仮説群は、まちがいなくこの問題に対する何らかの有効なアプローチを可能にするポテンシャルをも伴っている。そこから浮かび上がるのは、7世紀の激変する東アジア情勢に背後を押されるようにして現れた貨幣が、その後たどることになった数奇な運命の姿である。

(2) 「無文銀錢」から「和同開珎」銀錢へ

最も初期の「和同開珎」(銀錢)の発生母体が「無文銀錢」であることはすでに述べた。この「無文銀錢」は、一体どのような性格のもので、またいつ頃から流通していたものなのか。古代におけるわが国の銀錢発行の経緯について具体的に述べた唯一の文献資料である『秘庫器録』には、それに先行する『秘府略』からの引用として、応神天皇の17年に、外国から贈られた金銀を材料に使って貨幣を作ることを許したという記事が見られる。年代的には3世紀の終わり頃の話であるが、私はその史実としての信憑性よりも、それらの金属材料が外国からもたらされたという事実を、とりわけ重視したい。内外の古文献の記載内容等から、朝鮮半島とくに新羅において産銀が豊富であったことが推測されているが(奥平昌洪『皇朝鑄錢の始』『貨幣』第192号、1935)、その説を信頼すればそれはかなり長い年月にわたってわが国に流入しつづけたであろうことが想像される。加えて「銀錢は三國時代の新羅國では無文錢として行なはれ」(遠藤萬川、1942)たという『泉志』等からの伝聞情報、また今も残る朝鮮産の「銀玉」の存在などを総合すると、わが国の「無文銀錢」は朝鮮半島とくに新羅との関係において重要な意義を有するもののように思われる。一説に「無文銀錢」はこの朝鮮銀玉を打ちなめして鍛造されたという見解もあり(田中啓文、1942)、それが6世紀から7世紀あたりまで続いたとすると、その製造の担い手としては渡来系氏族の秦氏などが有力な候補として挙げられるだろう。そして、この銀錢が主にこうした渡来系氏族のコミュニティ

において、報奨や財産のストック用としてやり取りされていた姿が、おぼろげながら浮かび上がってくるのである。

この点については『日本古代国家の民族支配と渡来人』(校倉書房、1997)において田中史生が「観世音寺早良奴婢例文」(天平宝字2、3年・758、759年)に言及するなかで、奈良時代後半期の筑前国で地金の銀が流通していた事実を文献史料から掘り起こしている。そして、その理由について「朝鮮諸国、特に新羅における銀の流通とその流入を背景としていたことは間違いない」と述べるなど、近年の新たな研究成果によっても裏付けられつつある。

また、これとほぼ同時代の「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(天平19年・747年)の次の記録は、これまでも様々な物議をかもしてきた箇所である——「合あわせて銀錢一〇五三文、仏物八八六文、このうち九二文は古、菩薩物二三文、四天王物六文、聖僧物一三八文」——ここは「銀錢」に「古」いものとそうでないものの二種類あったことが明瞭に見て取れる箇所であり、「古」と記された「無文銀錢」と「和同開珎」(銀錢)とが等価であることの有力な傍証とされてきた部分である。だが、私はそれ以上に、これらの銀錢が和銅3年(710年)の銀錢禁止令の後も、このように寺の財として保蔵されていたという事実、これら銀錢と仏寺とのあいだの濃密な関係性を認めるのである。滋賀県大津市の崇福寺跡から出土した十二枚(現存十一枚)の「無文銀錢」も、出土地点は塔心礎の舍利を納める孔からであった。滋賀県からはこの他にも勢田橋の橋脚基礎の中に含まれていた一枚が発見されており、この橋脚遺構が7世紀後半のものであるため、少なくとも「無文銀錢」は7世紀には確実に存在していたと見て差し支えない判断材料たり得るだろう。そこで浮上してくる次なる課題は、この「無文銀錢」が「和同開珎」の銀錢に転化してゆく歴史上の必然性がどこにあったのかを見極めることに他ならない。

(3) 「和同開珎」銀錢を最初に発行したのは誰か
「和同開珎」をめぐる様々な謎のなかで、最も大きなひとつがその銀錢の創鑄者が誰なのかという問題である。この問題を考えるに当たっては、貨幣発行の原則に沿っていくつかの考えら

れる判断要素を列記することから始めたい。

- ① 発行者の条件として、まず通貨発行権を持つ政権主権者であること。
- ② 「無文銀銭」が流通している中で、あえて「和同開珎」銀銭を発行する動機（現実的目的）を有する者であること。
- ③ 「和同開珎」銀銭の発行によって、大きな利益を手にする者であること。
- ④ 『日本書紀』などの正史から、その銀銭発行の事績が削られなければならない背景（政治的理由）を持つ者であること。

概ね以上の四点が、この問題を考えるうえでのメルクマールになるだろう。

まず、①の政権主権者の条件を満たす者としては、天武紀12（683）年に銀銭使用禁止の記事があることから、少なくとも天武天皇が政権を奪う壬申の乱（672年）以前に、統治者だった者でなければならない。書紀編纂の年代記でいえば、天武の前の政権主権者は天智天皇（近江王朝）だが、貨幣発行を実際に行なうにはそれを可能にするだけのインフラ、すなわち原材料の確保や鑄銭工房、そしてなによりも整った官司組織の存在が必須であろう。これら全部を効果的に処置することのできる者しか、「和同開珎」というわが国最初の名目貨幣を発行するという大事業を実行に移すことは難しかったと言わねばならない。私はそれを近江朝ではなく、むしろ蘇我本宗家が近畿大和で培った政治基盤の内に見出すものである。蘇我氏が果たしてここでいう“政権主権者”だったかという問題があるが、九州王朝説は、蘇我馬子が九州年号の改元権を持っていたことを論証しており（兼川晋『百済の王統と日本の古代』不知火書房、2009）、また自らを「朕」と呼ばせていた証拠を『日本書紀』の中より拾っている（山崎仁礼男『蘇我王国論』三一書房、1997）ことなどからも、その蓋然性は高いと判断する。

蘇我氏の勢力が発展したふたつの大きな要因としては、反物部勢力だった大伴氏との関係強化と東漢氏など在地の渡来人勢力との強固な結び付きがあげられてきた。そしてさらに、これら優秀な渡来人勢力を積極的に登用することで、朝廷財政を掌握するための新しいタイプの

屯倉の経営を成功させたことが、蘇我氏の権力基盤形成の根底にあったとの重要な指摘がある（加藤謙吉『蘇我氏と大和政権』吉川弘文館、1983）。

一方、九州王朝説の内部からは、蘇我本宗家滅亡のきっかけとなった645年の乙巳の変（大化の改新）に対する、これまでとは全く違った意味づけが投げかけられている。すなわち、蘇我氏はもともと倭国＝九州王朝の宰相であり、倭国（筑紫）と自らの支持勢力層が厚かった近畿大和において、強力に律令制導入の政治改革を進めたが、それによって自ら所有する土地や部民を奪われることを恐れた守旧派豪族層のつよい反感を買い、中大兄皇子や中臣鎌足等の反動的なクーデターに遭ったのだというものである（山崎、1997）。

九州王朝説は、わが国の最初の律令成立を6世紀の「筑紫君磐井」（＝「宋書」倭国伝にいう倭王・武）の時代にまで遡らせる。だがそれはあくまで九州での話であり、近畿大和においては、蘇我本宗家が最初に律令制を施行したとして、その開始を推古天皇の13（605）年に置く（古田、山崎）。つまり、その仮説を受け入れた上で、7世紀のごく初頭に蘇我氏によるこれら一連の政治改革の一環として、「無文銀銭」を「和同開珎」（銀銭）に置き換える政策も進められたと、私は考えるのである。

その現実的な動機は、それまで規格のばらばらだった「無文銀銭」を、より名目性の強い「和同開珎」に規格統一することによって自ら貨幣発行権を掌中にし、財政的な支配強化につなげることにあった。同時に、重量にして六割弱ほどの「和同開珎」銀銭を「無文銀銭」と同価額で通用させることにより、改鑄の差益をも吸い上げることができるのも大きなメリットに違いなかった。だが、最も大きな理由は、さらにその先にあったと思われる。この時期に発行された「和同開珎」に銀銭と銅銭が混在する事実こそが、そのことを最も雄弁に物語っている。

(4) 銀銭と銅銭の混在が意味するもの

歴代の中国王朝は、清王朝の末期にいたるまで銀貨そのものを発行することがなかった。貴金属貨幣を作る必要がなかった普遍的な理由が、そこには数千年間にわたって潜在し続けて

いたということである。それは、およそ次のような理由であった。

…より労働徴発に依存した租庸調制度から貨幣納入中心の兩税法へという、唐から宋への変化の本質は、機能的には、行政執行に必要な財政資源をフローで管理していくやり方から、ストックで運用していくやり方への転換なのであったとみることができる。その歴史を前景にした上で銀依存財政への転換というものをみても、銀使用そのものが画期的意味をもつのではなく、政府のストックを民間のストックとは異なる形態で形成し、そのことにより安定を得ることこそ画期的かつ不可逆的な意味があったとみなすことができる。上（政府）下（民間）を分かちことこそ利点があったわけであるから、銀そのものを銅銭のように硬貨として鑄造して、「上下相通」ずるようさせるのは、そもそもの動機を否定することになる。銀貨を鑄造するなどという選択肢は、明清王朝にはもとよりあり得なかった。

（黒田明伸『貨幣システムの世界史』岩波書店、2003）

7世紀初頭のわが国の為政者にのしかかっていたのは、これと同じ本質を有しながらも、まったく正反対のベクトルを持った現実だったように思う。統一的な名目貨幣発行の最大の目的は、みずからの支配地における民間の経済市場に貨幣を投入することで、上からこれまでになかった新たな流動性をもたらすことにあるはずである。その当時の経済市場には、主に穀物や布といった物品貨幣がひろく流通していた。それらの流通を支配していたのは、在地の既存権力層であって、少なくとも蘇我氏が目指したような律令政府による制度の網目ではなかった。一方、蘇我氏みずからの政治的支持基盤である渡来人社会ことに仏教寺院を中心にしたそれは、財政的なストックを民間の経済市場ではほとんど流通性のない銀玉や無文銀銭として大量に保有していた。蘇我氏に通貨改革の大構想があったとすれば、まず第一段階として、これら死蔵されていた価値財である銀や無文銀銭

を、市場で流通できる形態へと強権をもって転換することにはあったはずである。私は「和同開珎」銀銭発行の最大の理由が、この点にあったのではないかと考える（＝和同開珎・銀銭の初鑄／分類；古和同：図1）。であるならば、一方の銅銭発行の理由はどこにあったのか。

蘇我氏が隋・唐の律令制に範を求めていたとすれば、貨幣が地域経済のなかに根を降ろし、貨幣本来の機能を十全に果たしうするためには、物量的に原材料の調達がより困難な貴金属よりも、大量生産のしやすい卑金属原料による貨幣発行をその視野においていなかったはずがない。折しも唐本国では、武徳4（621）年に、それまでの「五銖銭」を廃して中国貨幣史上革命的と言っている「開元通寶（開通元寶）」銭が大量発行の途についていた。この貨幣が革命的だったのは、一枚の重さを二・四銖とし、十枚で二十四銖すなわち一兩に相当する重量設計にしたことで、すなわち十文が一兩に換算される仕組みを打建てたことにあるが、それ以上に重要なことは、隋朝まで続いていた「良銭」と「悪銭」による二重の流通実態を、「開元通寶」を唯一の統一貨幣として登場させることにより、解消したことにある（山田勝芳『貨幣の中国古代史』朝日新聞社、2000）。

ひるがえってわが国の場合、新銭として発行した「和同開珎」銀銭の機能に、さらに一層の市場流動性を付加するべく、当然ながら第二段階として「和同開珎」銅銭の発行も構想されたはずである。つまり、唐の通貨革命におけるような銭貨流通策を実現させるには、現存の銀銭をより多量の銅銭によって圍繞し、最終的にはそれと完全に置き換えてしまうことにはあった。無論、それは簡単なプロセスではなかった。銀銭を多く保有する既得権益者にとっては、銅銭と銀銭の交換レートが不利に設定されることになれば、銅銭を受け入れることは自身の資産総額の実質的な減失を意味するからである。しかし、「和同開珎」銅銭が銀銭とまったく同規格で存在する事実は、当時の政権主権者が強い意志をもってこの通貨改革を推し進めようとした証左と映るのである（＝和同開珎・銀銭の次鑄、銅銭の初鑄／分類；古和同：図2）。

(5) 政治状況の激変

乙巳の変(645年)による蘇我本宗家の断絶後も、こうした通貨改革の波は途切れなかった。仮に政権主権者が排除されたとしても、ひとたび立ち上げられた官司制度は、その後も機能し続けたのだろう。そこに、さらなる大事件が勃発する。倭国と同盟関係にあった百済が、唐と新羅の攻撃によって滅亡し、倭国は百済復興を目指して参戦した唐・新羅連合軍との死命を決する戦闘(「百済の役」、通称「白村江の戦い」)で大敗するのである(663年)。この出来事は、はたしてどのような事態を結果したのか。端的に言って、この敗戦は、半島にあった百済に続いて九州にあった倭国(筑紫政権)も滅亡したことを、言外に告げているのである。

九州王朝説は、倭国の都を筑紫・大宰府と認識する。従って天智天皇が行なったとされる667年の飛鳥京(九州)から大津京(近江朝)への遷都は、新王朝の発足の意味をも持っていたことになる。実は、この「百済の役」に倭国の軍勢を率いて出向いた政権主権者が誰だったのか、『日本書紀』は明確にしていない。一方で、九州王朝説においては、その政権主権者を、天武天皇の兄である鏡王^{かがみのおおきみ}ではなかったかと推定する(兼川、2009)。「古和同」銅銭の原材料になった銅鋳石は、豊前の香春岳産出のものだったことが、すでに理化学的分析によって知られているから、その鑄銭地もやはり同じ九州域内にあったと考えなければならない。大宰府がその候補地のひとつに挙げられていることはすでに触れたが、『日本書紀』天智紀3(664)年に、「百済の鎮将劉仁願」と「朝散大夫郭務悰」が唐の使人として来朝したと記されているのは、明らかに戦勝国の軍人及び官人として戦後処理のために来訪したのであって、場所は倭国の都・大宰府だったと考えられる。この時のわが国の政権主権者が誰で、その地位がどうなっていたかは不明な点が多い。しかし、敗戦したのは九州の倭国であり、その国家機構は依然大宰府にあったと判断する。天智紀6(667)年11月条には「百済の鎮将劉仁願、熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聰等を遣して、大山下境部連石積等を筑紫都督府に送る。」とあるように、当時、大宰府には唐が占領地に設置した行政府である「都督府」があったことが分かる。従って、当時、わが国が一時的に唐制下に置かれていたのは明らかである。

「古和同様」と分類される「和同開珎」には、銀銭と銅銭の二種類のあることが知られているが、その最も大きな外見上の特徴は、「開」字の門構えの内側最上部が開くかたちの所謂「隸開」であることである。隸開タイプの「和同開珎」の初鑄は、恐らくこの時期のものと考えられる。その理由は、「隸開」の特徴が唐の「開元通寶」の書体と同軌だからである。「和同開珎」銭のこうした形態上の変化は、わが国が唐制下に置かれた現実状況の直接の反映と考えられる(=和同開珎「隸開」・銀銭、銅銭の初鑄/分類;古和同様:図3)。

(6)天武の貨幣政策の意味と8世紀以降の鑄銭

周知のように天武天皇が「銀銭」の使用を禁じて専ら「銅銭」を流通させようと詔を発したのは、壬申の乱に勝利し政権主権者の地位に着いて11年目の683年のことだった。「銀銭」と「銅銭」が並行して流通した時代に、「銀銭」の使用を一方向的に禁じたのは、あくまで「銅銭」への完全移行を目指す政策の継承という側面があったと思われる。この銀銭禁止令の要諦とは、「和同開珎」の銅銭を、従来の「銀銭」と同じ価額で通用させることにあったと私は考えている。つまり、不完全な名目貨幣から完全な名目貨幣への転換を、この詔は明確に意図して出されたものと解さなければならない。同一銭文「和同開珎」が銀銭も銅銭も同じ価額で通用していたと仮定すれば、当然ながら歴代の中国王朝がそうであったように、わが国でも良銭(銀銭)と悪銭(銅銭)の二重流通形態が現実のものになっていたと想定される。この現実を一挙に解消するべく、この詔は天武政権下で強権をもって発動されたに違いない。銀銭から銅銭へ完全名目貨幣の市場への浸透を誘導すべく、卑金属たる銅銭こそが「富」の「本」であることを衆目に徹底させたい政権側の祈願を込めて、「富本銭」が同時期に製造されたのには、歴史上のこうした必然性があったのである。「富本銭」に銀銭が存在しないのも、けだし当然であろう。『日本書紀』や『続日本紀』にこの後、694年の鑄銭司任命記事を皮切りにいくつもの関連記事が頻発するのは、「和同開珎」の銅銭化政策が、その後の為政者においても重要な政策として受け継がれていった様子を物語る証左以外の何物でもない。

「和同開珎」(銅銭)が、いくつもの紆余曲折を経ながらも本格的に通用し始めるのは8世紀になって以降だが、天平2(730)年の『続日本紀』の記事、すなわち周防産の銅を長門の鑄銭に充てるという記述は、分類上「新和同」に区分される銅銭の本格的な生産開始を証しだてる記録として読むことができる。この時期製造の「和同開珎」には、その銭范(鑄型)の複数の出土例があり、それらを実見するとどれも「新和同」に分

類されるタイプのものである。「新和同」はその銭様において直径や穿孔の大きさ等、すべてが文字通り唐の「開元通寶」と同一規格で製造された貨幣であり、これには唐からの進んだ技術導入があったものと推定される。(=和同開珎「隸開」・銅銭の次鑄/分類;新和同:図4)これ以降、天平寶字4(760)年に新銅銭「萬年通寶」が発行されるまで「和同開珎」は国内唯一の銅銭として生産され続けたのである。

「和同開珎」の仮説分類表

銭種	原料素材		書体		アンチモン (銅銭のみ)	貨幣性能	発行年代	発行者 (王朝名)
	銀	銅	不隸開	隸開				
古和同 a	○	×	○	×	/	計数貨幣 (名目貨幣)	七世紀 前半～中盤	倭国 (蘇我政権)
古和同 b	○	○	○	×	多い	計数貨幣(銀銭) 名目貨幣(銅銭)	七世紀中盤	倭国 (蘇我政権/ 筑紫政権)
古和同様	○	○	△	○	多い	計数貨幣(銀銭) 名目貨幣(銅銭)	七世紀中盤/ 八世紀前半	(天武朝/ 持統朝)
新和同	×	○	×	○	少ない	名目貨幣	八世紀前半 以降	日本国 (大和政権)

*「古和同様」の「不隸開」には、もともと「隸開」のものに加工修正したサンプルが混在する。

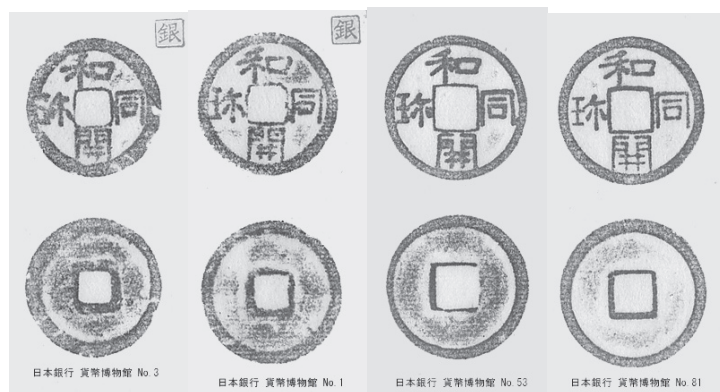


図1. 古和同 a
(銀銭)

図2. 古和同 b
(銀銭)

図3. 古和同様
(銅銭)

図4. 新和同
(銅銭)

(写真提供：日本銀行金融研究所貨幣博物館所蔵品より)